

就業者負担軽減支援金の円滑な実施のための幹事会の構成員の官職の指定について（案）

令和 8 年 10 月 日
 飲食料品に係る消費税率の
 臨時的な引下げ及び就業者負担軽
 減支援金の導入に関する
 関係府省庁連絡会議議長決定案

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する関係府省庁連絡会議の開催について（令和 8 年 10 月 日関係府省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、就業者負担軽減支援金の円滑な実施のための幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議	長	内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局参事官兼内閣府大臣官房所得に連動したきめ細かな給付制度準備室参事官
副	議	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
構	成	金融庁銀行・証券監督局銀行第一課長
		デジタル庁統括官付参事官（総務総括担当）
		デジタル庁統括官付参事官（給付システム総括担当）
		デジタル庁統括官付参事官（預貯金二法担当）
		デジタル庁統括官付参事官（公共サービスメッシュ担当）
		デジタル庁統括官付参事官付企画官（給付システム総括担当）
		デジタル庁統括官付参事官（マイナポータル担当）
		総務省自治行政局住民制度課長
		総務省自治財政局調整課長
		総務省自治税務局企画課長
		財務省主税局調査課長
		財務省主税局税制第一課企画官
		国税庁課税部個人課税課長
		厚生労働省政策統括官付参事官（総合政策統括担当）